

# 負担限度額認定証について

入所時の食費・居住費の利用者負担について、所得が一定以下の方は軽減されます。

市町村役所の介護保険課にて申請してください。

該当の場合、限度額認定証の交付を受けられます。

利用者負担段階	対象となる方	上限負担額 ※1ヵ月あたり	居住費 ( )は個室 ※1日あたり	食費 ※1日あたり
第1段階	・住民税非課税世帯で、老齢福祉年金を受けている方 ・生活保護を受給している方	15,000円	0円 (490円)	300円
第2段階	・住民税非課税世帯で、合計所得金額と課税年金収入額と非課税年金収入額の合計が年額80万円以下の方	15,000円	320円 (490円)	390円
第3段階	・住民税非課税世帯で、合計所得金額と課税年金収入額と非課税年金収入額の合計が年額80万円を超える方など	24,600円	320円 (1,310円)	650円
第4段階 (該当なし)	・上記以外の方	37,200円 44,400円	320円 (1,640円)	1,380円

※限度額認定証は、有効期限があります。